

建築協定だより

第14号 1991年3月

編集・発行 横浜市建築協定連絡協議会
横浜市中区港町1-1
横浜市建築局企画指導課内
電話045(671)2932・2933

建築協定地区バス見学会が 西部方面で実施される！…

第3回目を迎えた建築協定バス見学会は、昨年10月20日㈯に行われました。1回目の北部方面、2回目の南部方面に続き、今回は西部方面の戸塚区、栄区、泉区から協定地区3ヶ所を選び見学しました。栄区の桂台自治会は、自治会の区域全体ではまとめきれなかったところを6地区に分けて締結に至った経緯の報告。戸塚区の鳥が丘住宅地では、運営委員会活動を中心とした報告。泉区の西田地区では、区画整理事業による新しい街並を歩きました。熱心な質疑応答が交され予定時間を経過するなど盛況裏に終わりました。

当日の各地区紹介の概要を報告します。…



一つの自治会の区域に6つの協定地区

桂台自治会地区は、栄区の南端に位置しており、昭和40年代半ばに開発・宅地造成された、約850区画の裏地です。

その当時は、販売時の管理規約に「分譲地内の環境保全のため購入の土地は、1区画につき一戸建2階以下の住宅の為にのみ使用」との紳士協定的な文章があるだけでした。しかし、50年代半ばからは、管理規約無視の敷地分割やアパート建設が計画されることが多くなってきました。

このような状況の中で、この環境を守るために建築協定の締結が最善の方法として、昭和60年、自治会内部に建築協定準備委員会を設置して検討を始めました。

第1期の分譲以来、15年以上経過している中での建築協定の締結には多くの困難がありました。自治会役員の意思統一、不在地主の所在調査、開発還元金との交渉。数回に渡るアンケート調査等も行いましたが、必ずしも協力的な意見ばかりではありませんでした。

また、建築協定締結への賛成の割合は、街区によっても大きく異なり、9割以上の街区もあれば、5割以下の街区もありました。このような状況から、自治会区域全体を一つの協定区域とすることは難し

くなりました。その後、市のアドバイスを受け検討。自治会区域を幾つかの区域に分け、締結可能な区域から先に協定を締結する方法に切り替えました。その結果、一つの自治会に6つの協定地区が誕生しました。



運営委員会が頑張っています

鳥が丘住宅地は、昭和46年に土地区画整理事業として造成され、建築協定は昭和54年に認可されました。

周囲に比べると、公共用地が約35%と広く、街路樹としてけや木、ハナミズキ、白雲木。底木としてサツキが植樹されており緑の多い街とれます。

運営委員会の活動は、現在、委員9名で運営しています。活動経費は各区画年間100円を徴収していますが、農地は除外しています。支出は事務費のみです。総会は自治会に関係なく3年毎に行っています。その他に、新築・増築の届け出請求の事務処理。違反建築に対する相談、違反者への正通知、地区内のパトロール、広報活動、植栽のお願い。隣接地に対する協議等を行っています。

有効期間は廃止の認可公告までとなっていますが、10年目を節目にアンケート調査を行ったところ、建築協定が住環境の保全に十分な役割を果していると同時に、協定が廃止された場合、住環境が悪化する

と予想された方が過半数を占めました。社会情勢の変化により協定の内容を見直す、又は、変える必要なしの方が同数でしたが、二世帯を希望される方が半数をしめ、必要性を窺わせています。

安全でわかりやすい街づくりを

西田地区は、泉区岡津町を中心に、計画戸数1748戸で、昭和57年11月に西田土地区画整理事業として開発に着手されました。既に熟成している弥生台住宅地に隣接し、相鉄線弥生台駅に近い、緑豊かな地域に位置しています。

住宅地のまちづくりは、「安全でわかりやすい街づくり」をテーマに、道路線形、歩行者専用道路、区画街路のコーナー植栽などについて工夫をこらした設計になっています。このような設計ポリシーにもとづいて基盤整備がなされた土地に、今度はどのような建物によって街づくりを推進していくべきかが課題となりました。その結果、西田地区建築協定を締結、街づくりを阻害するような建築物は建てられないことにしました。ところが、建築協定を順守してさえいれば本当の意味での住環境を高度に維持することになるか疑問が残りました。

そこで、当地区の建築協定運営委員会の事務局をしているM不動産会社に、分譲計画を進める際①区画整理でとりいれた街づくりの思想を建物の設計時に十分反映させること ②統一された美しい街並をつくり当地区が協定地区の模範となることなどの4点を申し入れました。

今後、これらのことと同様が率先することにより、土地所有者の街づくりに対する意識が高まり、景観上考慮されたアパートや住宅が建設されることが期待されています。

次回はペイブリッジコースを検討中

今回の見学会では運営委員会のご苦労されている様子が、見学者の皆さんに刺激を与えたようです。また、当日は各地区的自治会館をお借りしましたが、立派な建物を見て建設経緯を尋ねたり、和らいた話なども交わされました。会場設定などいろいろお世話をになりました地元の皆さんにお礼申し上げます。

さて、協議会では次回の候補地を検討しています。中区の新本牧協定地区を中心にペイブリッジを運ぶ案なども出されていますのでご期待下さい。



横浜まちづくり功労者賞受賞

—— 港北区岸根篠原東急団地建築協定地区運営委員会 ——

2月6日(水)、横浜市役所2階応接室で、「横浜まちづくり功労者賞」の表彰式が行われ、岸根篠原東急団地建築協定地区の運営委員会が「建築協定の締結により良好な住宅環境を維持するとともに、道路沿いの緑化を促進し、魅力あるまちづくりを進めました」として、横浜市まちづくり功労者賞を受賞し

ました。運営委員会を代表して委員長の北川隆三氏が高秀横浜市長から表彰状を受け取りました。

表彰後、市長と受賞者全員による懇談会が行われ、市長から「今後さらに良いまちづくりを進めるために、よりきめ細かな土地利用計画を考えて行く必要がありますね」とのお話がありました。



新本牧地区建築協定のまちづくり

新本牧地区建築協定運営委員会副委員長 川松康作



〈建築協定締結の思い出〉

新本牧地区は、戦後米国に接収されていましたが、昭和38年に横浜市から米国への接収解除方針が出されました。同じころ、有志で本牧接収地区解除返還同盟及び本牧接収解除地区復興同盟を結成しました。

当時は、市でも解除地利用の懸賞募集があり、また、街づくりの為に海外視察が旺盛でした。

私も、転職成績の気持ちは、某交通公社が主催する欧州街づくり視察団に参加しました。参加者は各地の専門家ばかりで、全くの素人は私一人でした。この視察に参加して、欧州の立派な街づくりは、行政の指導とともに民間の関係者全員によって各種協定をつくり、皆でこれを厳守し、運営していることに驚くとともに感銘を受けました。

昭和54年に、新本牧室長に協定推進者である高橋基雄氏を迎え、また、土地所有者の全員の深い理解により、昭和57年8月5日に立派な建築協定を締結することができました。

現在では、この街づくりの評判を聞くたびに建築協定の必要性を強く感じています。

新本牧地区まちづくりの概要

1. 位置等

新本牧地区は、横浜都心部の南端に位置し、近くにはベイブリッジや三溪園の名所があります。また、古くから汐の香りに包まれながら、開港とともに時代の先端を歩み続け、戦後はアメリカに接収され、アメリカの街ができました。

アメリカの街からは、アメリカの風俗や文化が広がっていき、日本にいながら異国の香りのする本牧のまちとなっていました。

2. 経緯

昭和57年3月に、本牧の土地が日本に返還されたことから、地権者と横浜市によって新本牧のまちづくりが本格化しました。

新本牧のまちづくりは、区画整理事業により都市施設等の基盤整備を行い、まちづくり指針によって景観等を誘導し、建築協定によって建築物を誘導する手法を取り入れられました。



3. まちづくり

(1) 景観等の整備

まちづくり指針

魅力あるまちをかたちづくるため、5つのデザインテーマを設けたまちづくりがおこなわれています。

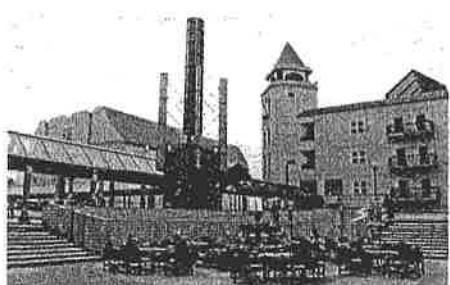
①みどりー山頂公園と一体となったみどりあふれるまちをつくる。

②いろー色彩計画によりハーモニーある色調のまちをつくる。

③やねー勾配屋根の統一個性あるまちをつくる。

④すっきりーまちなみを乱す要素を整理し、すっきりしたまちをつくる。

⑤リズムー統一感のなかにリズムとアクセントのあるまちをつくる。



(2) 建築物の誘導

建築協定

建築協定は、本牧地区を5地区に細区分し、それぞれの地区ごとに設けたまちづくり指針に沿って、景観等に配慮した質の高い建築物を誘導するものとなっています。

(3) センター地区=新しい街の理念を

この地区に集約=

新しいまちの中心として、また、山頂公園の入り口として、新本牧の顔となるにぎわいの地区です。

ショッピング、スポーツ、コンサート等、楽しさにあふれ、憩いのひとときを過ごせるタウンセンター地区とするために、概ね次のような制限により、まちづくりが行われています。

①敷地規模は、街区面積とする。

②用途は、店舗、事務所等とする。

③外壁後退は、山下・本牧・磯子線から2m以上とする。

④埠は、生垣又はクリンプネット等の透過程性のあるものとする。

⑤外壁・屋根の形・色・材質等は、地区の調和を図ったものとする。

(4) 表通り地区=ダブルグリーンガ

うるおいをつくる=

山下・本牧・磯子線(旧電車通り)に沿って、約2kmの帯状の地区です。

幅の広い歩道を設けて二重の並木(ダブルグリーン)とし、平行して店舗や住宅を設るために、概ね次のような制限により、まちづくりが行われています。

①敷地規模は、1,000m²(500m²)とする。

②用途は、店舗、事務所、共同住宅等とする。

③外壁後退は、山下・本牧・磯子線から住宅は4m以上、非住宅は2m以上とする。

④埠は、生垣又はクリンプネット等の透過程性のあるものとする。

⑤外壁・屋根の形・色・材質等は、地区の調和を図ったものとする。

(5) 集合住宅地区=すぐれた住環境を

つくりだす=

表通りから一步奥まり、センター地区に接した静かな住環境と高い利便性をもった地区です。

緑豊かなコモンスペース、ゆとりある住戸規模を確保し、定住性の高い、ふれあいのある居住空間を形成するために、概ね次のような制限により、まちづくりが行われています。

①敷地規模は、1,000m²とする。

②用途は、共同住宅、タウンハウス等とする。

③外壁後退は、道路から2m以上とする。

④埠は、生垣又はクリンプネット等の透過程性のあるものとする。

⑤外壁・屋根の形・色・材質等は、地区の調和を図ったものとする。

(6) 低層住宅地区=住まいの個性が

街並に調和する=

山下・本牧・磯子線(旧電車通り)から奥まった閑静な場所に、ゆとりある敷地の一戸建住宅が主に立ち並ぶ地区です。

道路の多くは不要な車が入らない形態とし、低層住宅のより住みよい環境をつくるために、概ね次のような制限により、まちづくりが行われています。

①敷地規模は、200m²(100m²・165m²)とする。

②用途は、一戸建住宅、タウンハウス等とする。

③外壁後退は、道路から2m以上、隣地から1m以上とする。

④埠は、生垣又はクリンプネット等の透過程性のあるものとする。

⑤外壁・屋根の形・色・材質等は、地区の調和を図ったものとする。

(7) サービス工場地区=現代感覚にあふれた

クルマのオアシス=

産業道路沿いに面する地区です。

この立地性を生かし、ガソリンスタンド、ドライブインレストラン等の自動車関連施設を集積するために、概ね次のような制限により、まちづくりが行われています。

①敷地規模は、500m²とする。

②用途は、自動車関連施設等とする。

③外壁後退は、本牧線・湾岸線の道路から2m以上とする。

④埠は、生垣又はクリンプネット等の透過程性のあるものとする。

⑤外壁・屋根の形・色・材質等は、地区の調和を図ったものとする。

4. 今後のまちづくり

新本牧のまちづくりは、行政と地権者が一体となって行われ、ある程度のまちはできました。人が住み、生活がはじまるとき、地区の住民が主体的に活動しなければ、理想とするまちはできません。

ほんとうの意味のまちづくりは、これからはじまると思います。

緑区の建築協定

美しが丘で最初の建築協定が締結

緑区の建築協定の歴史は、昭和47年2月に美しが丘個人住宅会建築協定が認可されて始まりました。それまでにも市内に建築協定地区は既に十数地区を数えていましたが、この美しが丘個人住宅会建築協定は、住民発意で締結された初めての建築協定です。同地区は東急電鉄により分譲された住宅地で、地区内に社宅独身寮が着工されたことを契機に住民が住環境を守るために結束し、約3年という歳月を費やして締結に至りました。アパート・マンション計画をきっかけに協定が締結された初期の事例といえるでしょう。2番目は同年の6月に認可された東急市が尾(押当寺)分譲地建築協定で、これは美しが丘の協定締結に協力した東急電鉄の開発に伴って締結されたものです。以後、地区数は開発によるものを中心に年々増加していきます。

全73地区、市内総地区数の3分の1

横浜市の建築協定は、都市としては日本一の地区数(現在208地区)を誇っていますが、緑区にはその約3分の1にあたる73の協定地区があります。区域面積の合計は、平成元年度まで約538haと緑区全体の面積(約7591ha)の7%を占めています。全市では3.4%ですので、ほぼ倍の割合で協定区域が存在することになります。

北部、田園都市線沿線に集中

建築協定地区の約9割が田園都市線沿線に集中しており、全国的にもこれだけ多くの建築協定地区が密集している例はほかにありません。そもそも開発業者が質の高い住環境をめざして宅地開発したところがほとんどで、その維持増進のために建築協定が導入されたのは当然でしょう。規模も区画整理事業による非常に大きなものも多く、保木建築協定地区は100ha近くの広大な区域となっています。

横浜線沿線は、住宅系5地区と鶴見川沿いの工業ボレ地区の計8地区です。

協定内容の特徴

全73地区のうち、全ての地区が用途の制限を定め

ており、ほとんどが敷地規模についての制限(分割禁止も含めて)を定めています。他には軒高・最高高さ、階数、隣地側・道路側の外壁後退、地盤面の変更禁止等の制限を過半数の地区が定めています。また、まだ数は少ないです最近では埠については開放性のあるもの(埠根やネットフェンス等)以外は禁止する協定もみられ、今後は増えてくると思われます。

地価高騰・高齢化等の社会情勢の変化を受けて、協定書のなかに「二世帯同居住宅」ということばが現れるのは、昭和59年に認可された美しが丘中部自治会建築協定で、その後は多くの地区が二世帯同居住宅を一戸建専用住宅の中に含めています。

協定の有効期間については、昭和50年代のものは廃止の認可公告までのものや自動更新の規定が付いているものが多くたのですが、最近のものは、社会情勢等の変化に対応して制限の見直しができるよう、ほとんどが自動更新なしの10年になっています。横浜市も10年間と定めることを勧めています。

ほとんどが住居系の中、変わり種も

全市的にも珍しい工業系、商業系の協定地区があるのも、緑区の建築協定の特徴のひとつです。商業系では「たまプラーザ中央商店街」が、工業系では「白山ハイテクパーク」をはじめ4地区があげられます。それぞれ、他の用途を制限することにより、商業地、工業地としての環境を維持増進する目的でつくられました。

ここ5年間は認可件数が減少

昭和58~60年度の3年間で41地区と、現在の協定地区の5割以上がこの時期に認可されました。しかし昭和61年度以降は毎年5件以下で特に62年度は1件もありませんでした。これは、ここ30年続いた大規模開発もピークを過ぎたということと、62年度については当時の急激な地価高騰や高齢化等の社会情勢のなかで、開発業者が申請を控えたことが理由と考えられます。(グラフ参照)

地元住民発意の地区は7地区

成立事情の内訳は、開発・区画整理が53地区、地元発意が7地区、更新・変更が13地区となっています。全市平均より開発・区画整理でできた地区の割合

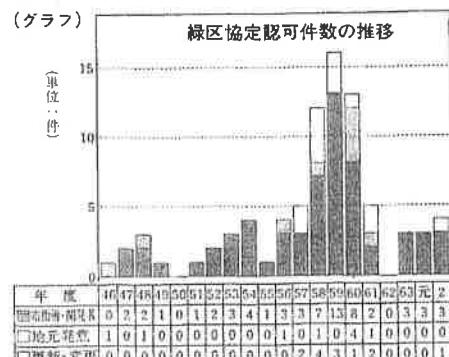
が多くなっています。

運営委員会の設置率は5割弱

運営委員会が設置されている地区は34地区(約47%)あり、窓口や協定だよりの配布のみを行っている地区は11地区ですので、協定だよりが配布されている地区は約62%(45地区)となります。運営委員会及び窓口等の設置率は、昭和60年度以降に認可された地区は、それ以前のものに比べて低くなっています。特に昭和60年度以降の開発や区画整理によるものは26%という低率になっています(表参照)。これは、地元発意でない協定地区では運営委員会ができるまでかなりの時間を要することを示しています。

緑区の協定地区の今後

今後、有効期間を10年と定めている地区が順次更新時期を迎えます。特に、平成5年から7年までの3年間に33地区(運営委員会のあるものは13地区)という多くの地区が更新時期を迎えます。また、廃止まで有効と定めた地区も、社会情勢や生活様式等の変化に対応して見直しが必要となるでしょう。これらの地区がスムーズに更新や協定内容の変更を行うためには、運営委員会、そして連絡協議会の存在がますます重要になってくると思われます。



(表)

| 認可年度 | 昭和50~59 | | | 昭和60~平成2 | | | 総計 |
|--------|---------|-----|----|----------|-----|----|----|
| | 地元等 | 面開等 | 合計 | 地元等 | 面開等 | 合計 | |
| 地区数 | 11 | 34 | 45 | 9 | 19 | 28 | 73 |
| 委員会等有 | 10 | 22 | 32 | 8 | 5 | 13 | 45 |
| 設置率(%) | 91 | 65 | 71 | 89 | 26 | 46 | 62 |



が建築協定の認可をとり分譲した1人協定及びこれに類似する協定が全体の7割を占めていることです。

神戸市連絡協議会会長大山さんは「協議会の活動により、将来にわたり、住みよい神戸のまちを継承し、また、発展させていくことができれば……」と就任の挨拶をされています。

将来は連絡協議会の他都市交流を

京都、神戸、横浜の3都市で建築協定連絡協議会が設立されました。その他の都市でも検討しているとの情報もあります。これらの協議会同士の交流が行われれば建築協定地区ももっと、もっと増えているのではないかでしょうか。

京都市、神戸市で連絡協議会設立

本協定だよりを発行している横浜市建築協定連絡協議会は、都市としては全国一の地区数を誇る横浜市の建築協定地区の交流を目的に昭和59年他都市に先駆けて設立されました。今年で7年目を迎え、幹事の熱心な活動と各地区運営委員会の協力を得て活動も充実して来ています。

最近、他都市でも本市と同様な協議会設立の情報を得ましたので、その状況を紹介します。設立が確認できたのは京都市、神戸市です。その設立目的は、良好な住環境の維持、各地区的運営委員会相互の情報交換などで両市に共通するものとなっています。同時に設立総会も開催されています。

京都市建築協定連絡協議会

京都市は、昭和48年の1号から平成2年8月までに31地区の協定地区が締結されています。協議会は平成元年の2月の懇談会から出発し、準備会を経て昨年9月に第1回設立総会に至りました。総会では7名の幹事と、機関紙の発行、研修会開催等の今後の活動が提案され確認されました。

協議会発足に寄せて初代会長となられた藤田さんは「地域に応じて違いもあるが、基本的には住民のみなさん一人一人が自らのこととしてまちづくりを考え、その知恵を生かし、お互いの連携を深めながら

ら進めていくことが大切」と述べられていました。

神戸市建築協定連絡協議会

神戸市は、京都市より1ヶ月遅れの昨年10月6日に設立総会が行われました。設立経緯は、協定地区的日常活動の中で、協定条項の解釈などをめぐるトラブルの発生から、各地区的活動状況についての情報を得たいとの要望がキッカケとなりました。

準備委員会は平成2年7月に発足し、準備委員15名の協力を得て協議会設立となりました。協議会役員は12人の方が選ばされました。

神戸市の特徴点は、45の協定地区のうち開発業者

